

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和2年8月31日から令和2年11月30日

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部保育課

(2) 対象事項

以下の民間保育園に対する令和元年度民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金、保育対策等促進事業費補助金及びICT化推進事業費補助金並びに保育対策等総合支援事業補助金

- ・社会福祉法人そらかぜ 平坂保育園
- ・社会福祉法人せんねん村 中野郷保育園
- ・学校法人大和学園 福地北部保育園

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金

ア 正規職員及び臨時職員の給与等及び社会保険料等事業主負担額並びに嘱託医手当について、数値の記載誤りがあった他、市の基準の適用を誤り、補助対象経費として認められる金額を超過して実績報告しているものがあつた。

補助金額は市の基準により算定した人件費等が上限となるため、過支給分の補助金については返還等の措置を取るとともに、保育園への適正な実績報告の指導や補助金額算出の確認に努められたい。

イ パート職員に係る給与支払いについて、適切な支払いを行うよう指導されたい。

(2) 保育対策等促進事業費補助金

なし

(3) ICT 化推進事業費補助金

ア 補助額について、交付要綱で規定した 1,000 円未満の切り捨てが行われていないものがあつた。

補助金額は市の要綱に基づく額が上限となるため、過支給分の補助金については返還等の措置を取らねたい。

(4) 保育対策等総合支援事業補助金

ア 補助額について、交付要綱で規定した 1,000 円未満の切り捨てが行われていないものがあつた。

補助金額は市の要綱に基づく額が上限となるため、過支給分の補助金については返還等の措置を取らねたい。

イ 交付要綱に定める補助金実績報告書が提出されていないものがあつた。